

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体（現在は、B団体）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA団体に採用され、44年3月にA団体の後継事業所であるC団体を退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B団体は、申立人に係る初任給算定票、退職者一覧等を提出し、「開設準備団体の解散時に雇用されていた職員は、引き続き昭和41年11月1日付けでC団体の職員として雇用されている。」と回答している。

また、申立人は、A団体に採用され、C団体を退職するまで給与は滞りなく支給され、金額に変動はなかった。また、A団体及びC団体から申立期間の厚生年金保険料を給与から控除しない、あるいは、この間は厚生年金保険に加入しない旨の説明は一切受けていない。」と申述している。

以上のことから、申立人は、A団体及びC団体に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA団体からC団体に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体における昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とする

ことが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A団体は、申立期間前の昭和41年10月30日までは厚生年金保険の適用事業所となっているが、その後は、申立期間を含め適用事業所としての記録が無い。しかし、A団体は法人の事業所であるところ、同年10月30日にA団体に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41人が、全てC団体の新規適用日である同年11月1日にC団体に係る同資格を取得していることが確認できることから、A団体は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 31 日から 60 年 1 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた当時、同僚に誘われ昭和 59 年 12 月 31 日に退職し、同時にB社（現在は、C社）に勤務した。私の厚生年金保険の記録には1か月間の空白があり、同時に辞めた同僚には空白期間が無い。私の申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 12 月 31 日に同僚と同時にA社を退職し、60 年 1 月 8 日にB社に勤務したが、私の厚生年金保険の記録には1か月間の空白があり、同時に辞めた同僚には空白期間が無い。」と主張しているところ、この同僚は、「自身の正確な退職日を記憶していない。」と申述している。

また、A社は、平成 10 年に破産し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間当時の給与関係資料及び人事記録関連資料を得ることができない上、当時の事務担当者は死亡しており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社及びB社における雇用保険の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。